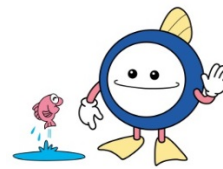


鳥取市



下水道マスコットキャラクター

～ スイスイ ～

下水道だより

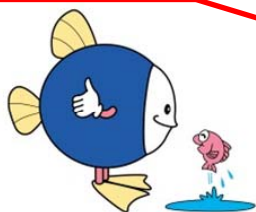
人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取

鳥取市環境下水道部 下水道経営課
平成28年6月発行
電話 0857-20-3923

No.010

《下水道使用料金が変わります》

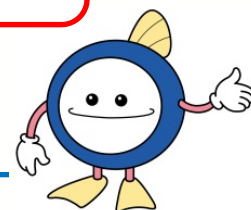
なぜ変わるの？



下水道に係る施設の維持費用は、皆さんの使用料金でまかなわれています。この下水道施設を、**将来にわたって継続的に維持していくためには**、下水道を使用する皆さんの受益（排出水量など）に応じた、ご負担（使用料金）を見直す必要があります。

いつから変わるの？

平成28年10月に請求させていただく
料金から変わります。



どのくらい変わるの？

平均で14.6%の値上げとなります。

例えば、1カ月あたりの使用水量が20^mの場合、税込みで
2,388円⇒2,717円となり、329円(13.8%)の値上げとなります。

詳しくは、次のページをご覧ください。⇒

★部長からひとこと★ 下水道は、皆様のご協力により整備も進み、私たちの生活に欠かすことのできない都市基盤施設になりました。

しかし、その経営は、人口減少や節水対策の向上などによる使用料収入の減少と、物価上昇による運転管理費の増加、さらに老朽化や地震への対策に伴う施設更新費の増加などにより厳しい状況にあります。今後も、皆様へ下水道サービスを継続的・安定的に提供していくため、この度、利用者の方々にご負担の増をお願いすることとなりました。

今後は経営戦略を策定し、管理経費のさらなる削減と事業経営のいっそうの効率化を図り、災害に強い下水道を推進していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。



澤田裕昭環境下水道部長

《下水道使用料金が変わります（つづき）》

詳しい改定内容は？

次のような料金表となります。

■料金改定の内容

(1ヶ月あたり、税抜き)

区分	基本料金	従量料金									
		一般汚水（一般家庭、事業所）									特別汚水 (公の学校のプール、 公衆浴場)
		1mから 8mまで	8m を超え 20m まで	20m を超え 30m まで	30m を超え 50m まで	50m を超え 100m まで	100m を超え 200m まで	200m を超え 500m まで	500m を超え 1000 mまで	1000m を超える 部分	
現行料金	856円	6円	109円	146円	161円	183円	194円	203円	224円	256円	107円
改定後の料金	956円	27円	112円	166円	183円	208円	221円	231円	255円	291円	122円

※従量料金はいずれも使用水量1mあたりの料金です。

■料金の目安

(1ヵ月あたり、税込み)

1ヶ月の使用水量	現行	改定後	増額	値上げ率
10m ³ の場合	1211円	1507円	296円	24.4%
20m ³ の場合	2388円	2717円	329円	13.8%
30m ³ の場合	3965円	4510円	545円	13.7%

■料金の計算例 1ヵ月に20m³を使用した場合

基本料金 956円

1～8m³ 27円×8m³=216円

8～20m³ 112円×12m³=1344円

合計 20m³ 2516円×1.08=2717円(1円未満切捨、税込)

請求は、2ヵ月分を1期としていますので、2717円×2ヵ月=5434円となります。



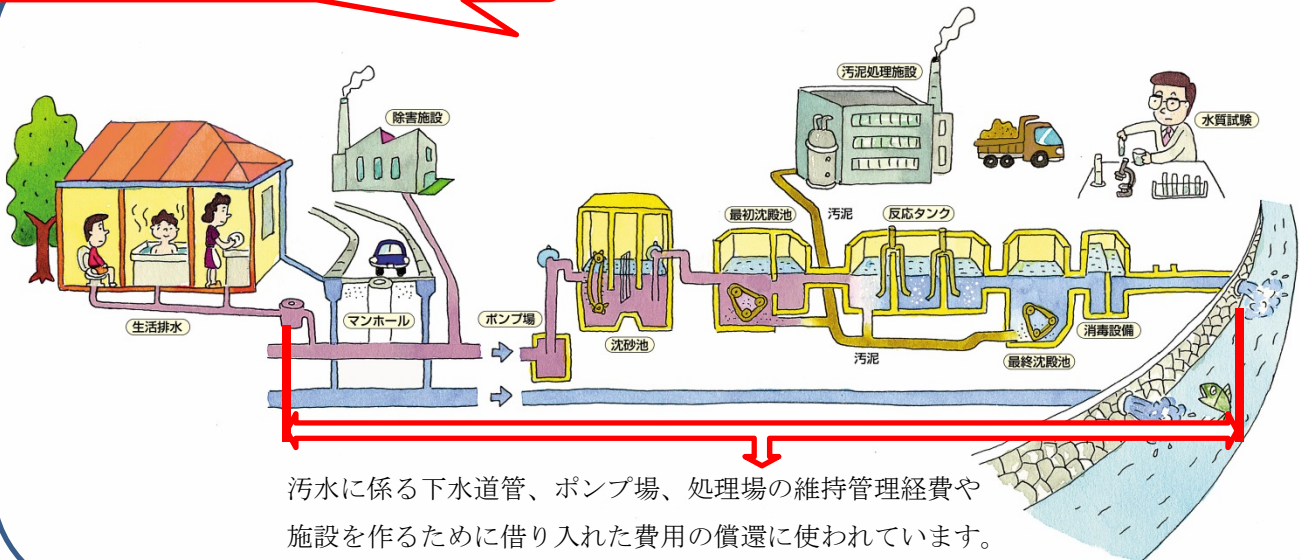
※鳥取市ホームページ掲載の、

料金早見表(2ヵ月分)もご覧ください。

どのようにして改定が決まったの？

昨年度開催された「鳥取市下水道等事業運営審議会」において、節水型機器の普及や人口減少などによる使用料収入の伸び悩みと維持管理経費の高騰などの状況を踏まえ、下水道事業の健全な運営を継続していくために下水道使用料および集落排水施設使用料を平均で14.6%引き上げるべきと答申され、今年2月に開催された市議会で料金の改定が可決されました。

使用料は何に使われているの？



汚水に係る下水道管、ポンプ場、処理場の維持管理経費や施設を作るために借入れた費用の償還に使われています。

《下水道使用料の口座振替への切り替えをお願いします》

鳥取市に納める下水道使用料等は、便利で安心な

口座振替をご利用ください

お申込みいただくと

あなたの指定した口座から自動的に支払われますので、納め忘れがなく、支払いの手間もかかりません。

※引き落としの前月15日までに下記金融機関の窓口にお申込みください。

お申込みに必要なものは

引落通帳と届出印が必要です。【キャッシュカードでの手続きも可能です。】

また、水栓番号を記入する必要がありますので、納付書や領収書を併せてお持ちください。

お取り扱い できる店舗

鳥取銀行・山陰合同銀行・鳥取いなば農業協同組合・鳥取信用金庫・みずほ銀行・
島根銀行・倉吉信用金庫・中国労働金庫・三井住友信託銀行・ゆうちょ銀行・(郵便局)

●上記の全国の本支店(局)及び商工組合中央金庫鳥取支店・鳥取県信用漁業協同組合連合会本店・鳥取県信用農業協同組合連合会本所でお受けできます。

●申込み用紙は、上記の各店舗(鳥取県東部地区に限る)及び鳥取市役所にあります。

●振替期日は各納期の26日になります。(振替期日が金融機関の休業日に当たるときは直後の営業日が振替日になります。)

▶問合せ先

●鳥取市下水道経営課 料金係 ▶電話 0857-20-3302 ▶FAX 0857-20-3319
▶E-mail ges-keiei@city.tottori.lg.jp



《排水設備工事責任技術者の更新講習を予定しています》

鳥取県下水道協会では、平成28年度下水道排水設備工事責任技術者更新講習を次のとおり予定しています。引き続き責任技術者として登録を受けようとする方は、必ず受講してください。

講習日	平成29年1月22日(日) 午前・午後各1回	東部
及び会場	平成29年1月23日(月) //	中部
	平成29年1月24日(火) //	西部

案内・申込用紙配布

10月中旬(予定)に、対象者本人宛に郵送します。

詳しくは、案内をご覧ください。

申込受付場所 県内市町村の下水道担当課(日南町を除く)

受付期間 11月中～下旬を予定しています。

▶問合せ先

●鳥取市下水道経営課 庶務係(鳥取県下水道協会事務局)

▶電話 0857-20-3923 ▶FAX 0857-20-3319
▶E-mail ges-keiei@city.tottori.lg.jp



《平成28年度の下水道整備および供用開始予定》

工事の実施にあたって、道路の交通規制などを行うことがありますので、周辺の皆様のご協力をお願いします。
また、工事の完成後は、皆様のご家庭から出る生活排水は、下水道に接続していただくこととなりますので、お早めに宅内工事について排水設備指定工事店にご相談ください。

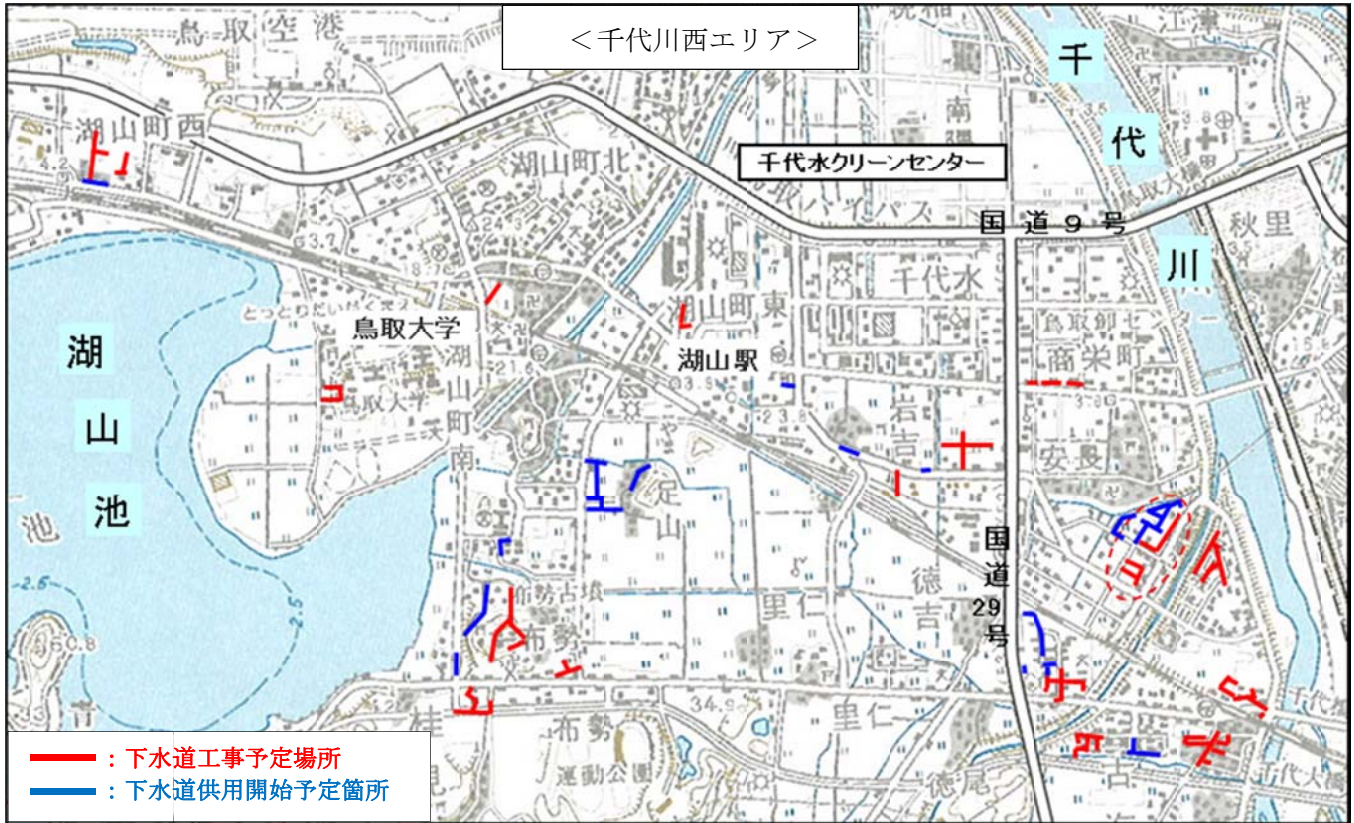


下水道工事について

問合せ先 ●鳥取市下水道建設課
電話 0857-20-3306
E-mail ges-kensetsu@city.tottori.lg.jp

下水道供用開始について

問合せ先 ●鳥取市下水道経営課
電話 0857-20-3304
E-mail ges-keiei@city.tottori.lg.jp



下水管理設工事の様子。



<地図に表示している予定地域は工事実施状況などで変わる場合があります。>

鳥取市の下水道の処理区域内人口【平成28年3月31日現在】処理区域内人口：179,870人、普及率：94.1%
※普及率の内訳〔公共下水道：76.5% 集落排水等：17.6% (普及率=処理区域内人口÷総人口×100)〕